

令和8年度一戸町立一戸小学校いじめ防止基本方針

改訂 令和8年3月31日

1 はじめに

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた児童の心身に共感し、その立場に立って行うことが必要である。

3 いじめ防止のための取り組み

(1) 教職員による指導について

- ① いじめの実態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。（「いじめ防止基本方針」の共通理解）
- ② 児童に対して、学校朝会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ③ 常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講じる。（いじめの具体例を示し、教室掲示する、通信等に掲載するなど）
- ④ 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。
- ⑤ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 児童に培う力とその取り組み

- ① 児童に培う力
 - ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
 - イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
 - ウ 児童が他者と円滑なコミュニケーションを図ることができる能力
 - エ ストレスに適切に対処できる力（運動 スポーツ 読書による発散、身近な人への相談等）
 - オ 自己有用感、自己肯定感
- ② その方策
 - ア 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・奉仕活動・体験活動などの推進
 - イ 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくり
 - ウ 一人ひとりが活躍できる集団づくり（学級経営の充実）
 - エ 自分の存在が他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会
 - オ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験
 - カ 社会参画活動の推進

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

① 一戸小学校「いじめ防止対策委員会」の設置

【校内職員】	校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 養護教諭（当該学年担任） 特別支援Co.（教育相談）
【校外関係者】	PTA代表 民生児童員 学校医 等（アドバイザーとして）

② 一戸小学校「いじめ防止対策委員会」の具体的な取り組み

- ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - いじめを正しく理解し、対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。

イ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。

ウ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を速やかに行う。

(4) 児童の主体的な取り組み

- ① 児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等、児童自らがいじめの問題について主体的に考えいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。このような主体的な取り組みを通し、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であってもしつこく繰り返したりみんなで行ったりすることは深刻な精神的危害になること等を学ばせる
- ② 教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、陰で支える役割に徹するよう心がける。

(5) 家庭・地域との連携

- ① ホームページ、PTA総会、学級懇談会、家庭訪問、通信等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を確立する。
- ② 学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

4 早期発見のあり方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ② 定期的なアンケート調査・個人面談・タブレットを活用した「心の相談室」等により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
 - 個人面談 (4月) 信頼関係づくり
 - アンケート調査 (6月) 児童対象
 - アンケート調査 (9月) 保護者・児童対象
 - アンケート調査 (2月) 児童対象
- ③ 休み時間や放課後などで児童の様子に目を配り、教職員と児童の日常の関わりや日記等を活用して、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 保健室等、相談できる場所の確保、電話相談窓口、タブレットを活用した「心の相談室」について広く周知する。
- ③ 教育相談等で得た児童の個人情報、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ④ 児童の相談に対し「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと、悩みを過小評価したり、相談を受けたにも関わらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

(3) 家庭や地域との連携体制

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制と信頼関係を構築する。

5 いじめに対する措置

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも関係職員に連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会に報告を行い、ためらうことなく警察と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は躊躇なく校内「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどしていじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも原因があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教職経験者、警察経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、最低3か月間継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。また、事実確認のための聴取やアンケート等により判明した情報は適切に提供する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ② いじめられたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による

指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に配慮し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について一戸町教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導を継続的に行う。
- ② いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものでなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) インターネット・ゲーム機等の携帯端末いじめへの対応等

- ① インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方振興局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察へ報告し、適切に援助を求める。また、発達段階に応じて適切な情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。
- ② 早期発見の観点から、学校の設置者と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まぬよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知を図る。
- ③ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ゲーム機等の携帯端末や携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもPTA研修会、学年・学級懇談会、学校便り等で積極的に理解を求めていく。

6 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法第28条①：必置）と調査の実施

- ① いじめにより当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている」疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、第三者による調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

【重大事案と想定されるケース】

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 児童が自殺を企図した場合 | <input type="checkbox"/> 金品等に重大な被害を被った場合 |
| <input type="checkbox"/> 身体に重大な傷害を負った場合 | <input type="checkbox"/> 精神性の疾患を発症した場合 等 |

【第三者による調査組織】

- | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 弁護士 | <input type="checkbox"/> 精神科医 | <input type="checkbox"/> 学識経験者 |
| <input type="checkbox"/> 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者 | | |

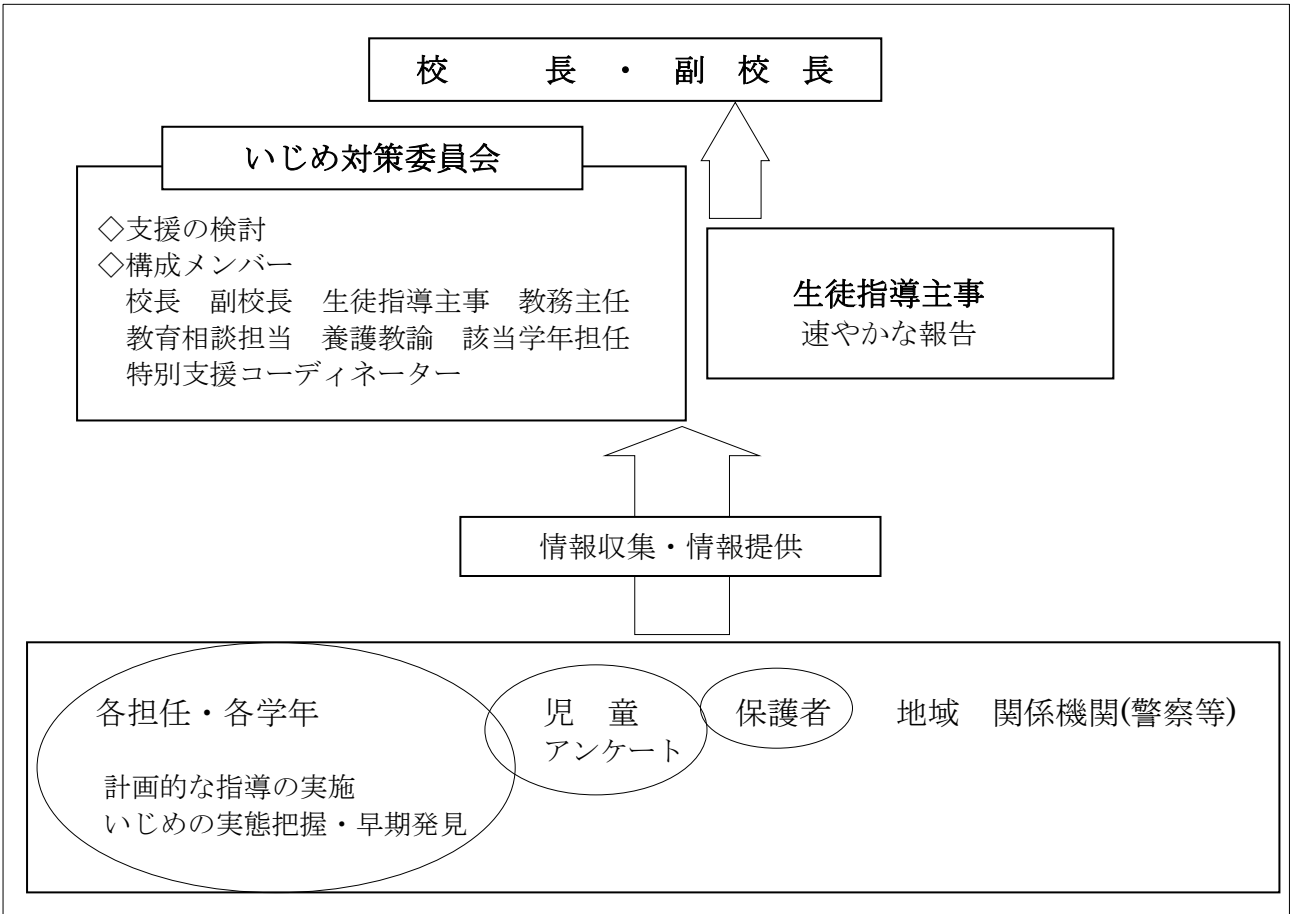
注1) 「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、県北教育事務所の支援・協力も得る。

注2) 具体的な調査組織の構成員については、一戸町教育委員会の指示を仰ぐ。

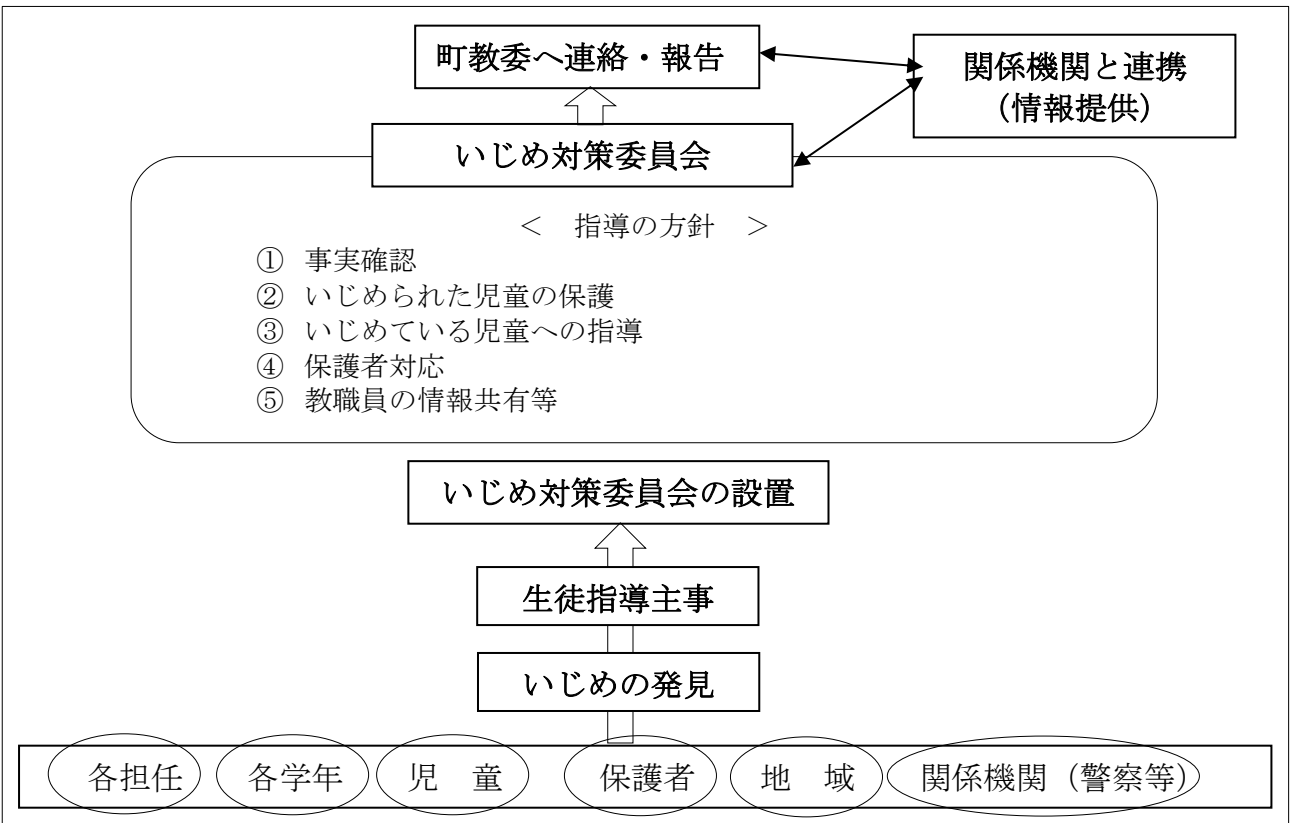
(2) 校内のいじめ防止体制

① 報告・連絡・相談体制の確立を図るとともに、組織的に対応する。

<平常時>



<いじめ発生時>



(3) 重大事態の報告

- ① 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く一戸町教育委員会を通じて一戸町長へ報告する。

(4) 外部機関との連携等

- ① 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ一戸町教育委員会、岩手県警察、児童相談所、県北教育事務所の組織と連携を図りながら進めて行く。

7 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ① 「学校・生活アンケート」及びタブレットを活用した「心の相談室」の実施、それをもとに個別面談を行い、児童の心の声を拾い上げ、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② 担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の連携により、相談体制を機能させる。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ① 児童にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ② 指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援に当たる。

8 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一回程度、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する研修や情報交換を行い、教職員の共通理解を図る。
- ② 「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめ問題の未然防止に努める。

9 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ① 学校評価において、その目的を踏まえていじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

- ① 年度開始時にPTA総会等で、いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等についてお知らせをし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル等

- ① いじめ防止のための組織が策定した、長・短期計画に基づき、常に組織的な対応によるいじめの未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを徹底し、その都度取り組み状況を児童の視点で客観的に振り返り、改善を図っていく。
- ② 学期末反省会において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

10 その他

(1) 社会参画運動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- ① 地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り活動による異年齢交流、JRC活動によるボランティア交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

- ① 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。